

低圧電気取扱業務特別教育(学科課程)開催のご案内

労働安全衛生規則第36条に義務づけられております特別教育のうち、第4号の「低圧（対地電圧50ボルトを超え、直流にあつては750ボルト以下、交流にあつては600ボルト以下の電圧）電気の取扱いの業務」に係る特別教育を下記により実施いたしますので、当該業務従事者で特別教育が未実施の方の受講についてご配慮いただきますよう、お願い並びにご案内をいたします。

記

1. 開催日時 令和7年10月29日(水) 8:30～16:40
2. 開催場所 (一社)山口県労働基準協会下松支部・東部教習所:光市光ヶ丘4番6号 TEL0833-44-9810
3. 教育時間割

時 間	科 目	講習時間
8:30～9:30	低圧の電気に関する基礎知識	1時間
9:40～11:40	低圧の電気設備に関する基礎知識	2時間
12:30～13:30	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1時間
13:35～15:35	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2時間
15:40～16:40	関係法令	1時間

4. 受講料 会員 7,700円(税込み) 非会員 9,900円(税込み)
5. テキスト代 「低圧電気取扱者安全必携」 770円(税込み)
6. 受講定員 40名 但し、10名に達しない場合、開催を中止させていただくことがあります。
7. 申込期限 定員になり次第
8. 申込方法 ◇電話でまず、ご予約をお願い致します。(受付時間8:30-12:00 13:00-17:00)
【窓口での申込】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、受講料及びテキスト代を添えて下松支部までお申し込みください。
【郵送での申込】別紙申込書(受講票)に所要事項を明確に記入し、返信用封筒を同封の上、下松支部へ郵送して下さい。(宛名記入・切手貼付の封筒)
「受講票・日程表・請求書」を返送します。振込先は、請求書に明記。
* 受講を中止・欠席された場合は、既納の受講料は返金できません。
9. 申込先 〒743-0023 (一社)山口県労働基準協会下松支部・東部教習所
TEL(0833)44-9810 FAX(0833)44-9811

10. 修了証明書

この特別教育は規程上、学科教育と実技教育が行われるものですが、今回の教育は学科教育（7時間）のみ行います。したがって、修了者には学科教育のみの「特別教育修了証（学科課程）」を交付し、事業者には「特別教育修了証明書」を発行いたしますが実技教育（7時間（開閉器の操作のみは1時間））については事業者の責任において、実施いただくことになりますので、ご承知をお願いします。

11. 注意事項

- (1) 受講申込受理後、受講票を発行しますので、講習当日受付に提示し必ず検印を受けてください。
- (2) 毎日開講15分前までに集合し、受講の際は講習係員の指示に従ってください。
- (3) 本教育は法定の必要時間行われるもので、遅刻、早退等があった場合、修了証を交付できません。

— (お願い) —

『人材開発支援助成金（建設労働者技能実習コース）』のご利用にあたっては、受講開始日の1週間前までに計画書の提出が必要です。詳しくは管轄の労働局にご確認ください。